

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史

第11回

コロナ禍における

税務調査の状況

確定申告期限 一律延長

新型コロナウイルス感染症の影響で、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税申告期限が本年3月16日から4月16日まで一律に延長されました。国税庁は、この期間に必要なものを除き原則として新規の税務調査を実施しない方針を発表していました。

4月7日に政府が緊急事態宣言を発表し不要不急の外出自粛の要請がされてはありますが、現時点(5月18日)で税務調査の方針として、現下の状況を踏まえ、国税庁は全国税局等に改めて対応の方針を連絡している。

応方針を連絡している。例えば、納税者から口頭等で明確に同意が得られた場合において税務調査をしないといった、納税者の状況を十分に考慮したうえで対応するように連絡した模様。これは、所得税だけでなく、法人税、消費税、相続税等における税務調査でも同様の対応がとられる。(税務通信3605号からの引用)となっております。

つまり、当面の基本的な調査方針として、
・納税者個々の事情等を十分に考慮
・納税者の明確な同意があれば調査を実施
・所得税、法人税、消費税、相続税等で同じ対応となります。

ゴールデンウィーク明け、私の知人税理士の顧問先に、税務調査依頼の連絡があったと聞きました。顛末としては、臨場コロナ禍のドサクサに紛れ

て売上除外を行っていないか。コロナ対策緊急融資や持続化給付金の受給要件を満たすために売上減少を装った経理を行っているかの確認という面からも、税務調査件数は増えるでしょう。

今回は、コロナ禍における資金調達については触れませんが、コロナ後は税務調査強化期間がやってくる。経理処理、税務面でごまかしをする事のない申告をしましょう。

コロナ後の税務調査の動向は？
コロナの終息後、税務調査は積極的に行われると考えています。税収確保として適正公平の見地から、税務調査の件数は増えると思われる。コロナ禍のドサクサに紛れ

スの影響に対応した税務の取り扱いの特例制度です。
・無担保・延滞税なしで納税を1年間猶予する特例
例
1 1月あたりの売上高が、前年同期比で20%以上減少した事業者を対象に、令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての国税と地方税について、申請により1年間の納税猶予が認められます。
・消費税の課税事業者選択届出書等の提出に際しての特例
課税期間開始後であっても消費税の課税事

業者を選択する(又はやめる)ことができます。
・令和3年度の固定資産税等の減免
令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の売上総額が前年同期比で30%以上50%未満、50%以上減少の事業者を対象に固定資産税・償却資産税が半額又はゼロとされます。
・設備投資にかかる減税措置
①テレワーク導入のため設備投資減税が導入されます。
②新たに投資した設備への固定資産税ゼロの特例が拡充・延長されます。
・青色欠損金の繰戻し還付の特例
資本金1億円超10億円以下の法人にも適用が認められることになりました。

【事務所紹介】
蛭田昭史税理士事務所
顧問先数450社
で税務調査省略率100%!
従業員数250名、品川区西五反田7-22の17 TOCCビル11F(税務だけでなく、コロナ禍においてコロナ緊急融資、持続化補助金等の対応を行っております)、03・3490・3277、ぜひホームページをご覧ください
https://www.hirta-katei.com/



この原稿を書いている5月18日時点でも、新たな取り扱いが日々発表されています。国税庁や経済産業省などからの情報や顧問税理士などからの情報に留意し、できる限りの対策を講じましょう。